有効期間に関する確認書

経営事項審査有効期間が切れている期間

　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

上記の期間において、公共工事の請負実績はありません。

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　印

（参考）

建設業法

（経営事項審査）

第二十七条の二十三 　公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行規則

（経営事項審査の受審）

第十八条の二 　法第二十七条の二十三第一項 の建設業者は、同項 の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。